

さいたま市告示第592号

災害対策基本法第49条の6第1項及び第49条の7第2項に基づき、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定を取り消した施設の名称及び所在地

- ・ 次の表のとおり

名称	所在地
県立岩槻北陵高等学校	さいたま市岩槻区慈恩寺117-2

2 指定を取り消した日

令和8年4月1日

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所総務局危機管理部防災課防災対策係
- (2) 電話 048(829)1127